下水道使用料

【下水道使用料】

下水道使用料は、終末処理施設に流入する汚水を放流できるまでの水質にするために必要な「汚水処理経費」として、下水道施設を利用している人が公平な負担として払います。

【手続き】

新築・改築して下水道の使用を開始する場合は、下水道課（本庁舎８階８２番窓口）に下水道使用開始等届を出してください。

また、すでに上水道・下水道を使用している場合で使用する人が変わる場合は、群馬東部水道企業団太田本所へ変更届を出してください。

【料金表】（1か月税抜き）

用途	排除汚水量	使用料単価
一般用 従量 使用料 1m³につき	1～10m³	110円
	11～25m³	120円
	26～150m³	130円
	151～250m³	140円
	251m³～	150円

※令和6年6月検針分から上記表のとおり

【計算方法】

計算例）２か月で45m3使用した場合

【1か月目】　＋　【2か月目】

23m³　＋　22m³

10m³ × 110円 ＝ 1,100円
＋13m3 × 120円 ＝ 1,560円
A　2,660円

10m3 × 110円 ＝ 1,100円
＋12m3 × 120円 ＝ 1,440円
B　2,540円

（A＋B）×（1＋消費税率）＝ 5,200 円 × 1.1
＝ 5,720 円／2か月

○ 下水道使用料は、下水道に流せるようになって使用を開始してからの料金です。
○ 水道料金と一緒に２か月毎に払ってもらいます。
○ 便利な口座振替を利用してください。

【問合せ先】

太田市役所　下水道課（８階８２番窓口）　TEL　０２７６－４７－１９４９